

別紙(第2条第2項関係)

開示請求者が本人であることを確認する書類等

請求の区分	本人を確認する書類等	留意事項
<p>(1) 本人による開示請求の場合</p>	<p>ア 窓口に 来所して 請求(政 令第22条 第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証, 健康保険の資格確認書, 個人番号カード, 特定在留カード, 特定特別永住者証明書, 在留カード, 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書, 小型船舶操縦免許証, 運転経歴証明書, 猟銃・空気銃所持許可証, 宅地建物取引士証, 国民健康保険の資格確認書, 後期高齢者医療保険の資格確認書, 船員保険の資格確認書, 私立学校教職員共済制度の資格確認書, 国家公務員共済組合の資格確認書, 地方公務員共済組合の資格確認書, 介護保険の被保険者証, 恩給証書, 児童扶養手当証書, 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳等 (政令第22条第1項第1号) ・ 上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合: 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類, 旅券, 船員手帳, 海技免状, 無線従事者免許証, 認定電気工事従事者認定証, 電気工事士免状, 調理師免許証, 外国政府が発行する外国旅券, 印鑑登録証(地方), 療育手帳(愛の手帳, 愛護手帳, みどりの手帳)(地方), 敬老手帳(地方), り災証明書(地方), 国立大学の学生証等 (政令第22条第1項第2号) 	<p>①開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが原則必要。</p> <p>②左欄において(地方)とあるのは, 国の法令の根拠はないが, 地方公共団体により発行されることがある書類を指す。</p>

	イ 開示請求書を送付して請求（政令第22条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）アの書類の複写物（政令第22条第2項第1号） ・（Ⅱ）住民票の写し 	<p>①（Ⅰ）と（Ⅱ）の両方の送付が必要。また双方は異なる必要がある。</p> <p>②（Ⅱ）の書類は30日以内に作成されたものに限る。</p> <p>③（Ⅱ）の書類として、災害による一時的転居，海外長期滞在，国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由がある場合があるときは，住民票の写しに代わり，在外公館の発行する在留証明，開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物，開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等の送付が必要。</p> <p>④（Ⅰ）及び（Ⅱ）いずれにも開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所の記載されていることが原則必要。</p> <p>⑤住民票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められない。</p>
(2) 法定代理人による開示請求	ア 窓口に来所して請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)アの書類(政令第22条第1項) ・上記に加え，法定代理人の資格を証明する戸籍謄本，戸籍抄本，成年後見登記の登記事項証明 	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項は（1）アと同様 ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。

の場合		書, 家庭裁判所の証明書(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第47条)等 (政令第22条第3項)	
	イ 開示請求書を送付して請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) イ(Ⅰ)の書類(政令第22条第2項第1号) ・(1) イ(Ⅱ)の書類(政令第22条第2項第2号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項は(1)イと同様
(3) 任意代理人による開示請求の場合	ア 窓口に来所して請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) アの書類(政令第22条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項は(1)アと同様
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え, 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本, 戸籍抄本, 成年後見登記の登記事項証明書, 家庭裁判所の証明書(家事事件手続法第47条)等(政令第22条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。
	イ 開示請求書を送付して請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) イ(Ⅰ)の書類(政令第22条第2項第1号) ・(1) イ(Ⅱ)の書類(政令第22条第2項第2号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項は(1)イと同様
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え, 任意代理人の資格を証明する委任状(政令第22条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。